鮭川村教育振興修学資金　令和９年度修学生募集

鮭川村教育振興修学資金の貸付けは、社会に有為な人材を育成するとともに教育の機会均等に寄与することを目的とし、平成５年度より実施しております。貸付された修学資金は卒業後返還され、後輩の修学資金として再び活用される仕組みとなっております。令和９年度の修学生募集について、次のとおりお知らせします。

１．募集人数

１２名程度

２．申請資格（下記の条件に全て該当する者）

（１）生計維持者（父母等）が村内に住所を有している方

（２）学資支弁に困難と認められる方

（３）貸付を希望する方の生計維持者（父母等）の前年所得額の合計が８００万円以下であること

（農家の方は、収入から必要経費を差し引いた額が所得額となります。）

（４）貸付を希望する方及び連帯保証人に村税・手数料・使用料等の滞納がないこと

３．対象

上記資格を満たし、令和９年４月１日に下記の学校に入学予定者及び在籍者とします。

（１）専修・専門学校

（２）高等専門学校（修業年限の後半の２年を対象）

（３）大学及び短期大学

（４）私立高等学校

４．貸付額・貸付期間等

（１）貸付額

①大学その他の学校　月額５０，０００円（年額６００，０００円）以内

②私立高等学校　　月額２０，０００円（年額２４０，０００円）以内

※　年２回、前期（５月中旬）と後期（１０月中旬）に分けて貸付します。

なお、振込日が確定次第、文書にて通知します。

（２）貸付期間

令和９年４月から最終修学年の終期まで（最長４年間）

ただし、医科・歯科・薬科大学の場合は、最長６年間とします。

（３）利子　無利子

５．申請手続き及び決定通知

村ホームページから申請書をダウンロードするか、村教育委員会で申請書を受け取り、必要事項を記載のうえ、募集期間内に村教育委員会に提出してください。提出書類に不備等が無ければ、募集締切から１週間程度で内定通知を送付します。内定者は３月中旬実施予定の貸付説明会に出席していただきます。その後、村教育委員会での審議を経て、４月上旬に正式決定となります。

６．募集期間

令和８年１１月１６日（月）　　から　令和９年３月５日（金）　まで

７．貸付資金の返還

貸付の終了した月の翌月から起算して６ヶ月を経過した後に大学は１０年以内（短期大学は５年以内）、その他の学校は５年以内に貸付金の全額を返還していただきます。

８．その他

鮭川村では、山形県と連携した奨学金返還支援事業も実施予定です。一定の要件を満たした方に対して、修学資金返還を支援するものです。制度の詳細については、村ホームページをご覧いただくか、村教育委員会へお問い合わせください。

問合せ先　鮭川村中央公民館内　鮭川村教育委員会　教育課　TEL５５－３０５１